

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月26日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第18号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び安佐北警察署長」を「、安佐北警察署長、尾道警察署長、福山西警察署長及び福山東警察署長」に改める。

第13条の2中「又は福山東警察署長」を削る。

第14条第2項中「又は安佐北警察署」を「、安佐北警察署、尾道警察署、福山西警察署又は福山東警察署」に改め、同条第3項中「及び安佐北警察署長」を「、安佐北警察署長、尾道警察署長、福山西警察署長及び福山東警察署長」に改める。

第14条の2第1項の表中

広島県自動車運転免許福山試験場	福山市津之郷町	を
広島県東部運転免許センター（以下「東部運転免許センター」という。）	福山市瀬戸町	に改

める。

第15条の表中

福山市津之郷町	広島県自動車運転免許福山試験場	1 全種類の免許試験。ただし、技能試験は、普通自動車免許、普通自動二輪車免許及び普通自動車第二種免許並びに普通自動車仮免許に限る。 2 普通自動車に係る技能検査 3 原動機付自転車免許の学科再試験	を
福山市瀬戸町	東部運転免許センター	1 全種類の免許試験。ただし、技能試験は、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び普通自動車第二種免許並びに普通自動車仮免許に限る。 2 普通自動車に係る技能検査 3 普通自動車免許、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許の学科再試験及び技能再試験並びに原動機付自転車免許の学科再試験	に、

「及び安佐北警察署長」を「、安佐北警察署長、尾道警察署長、福山西警察署長及び福山東警察署長」に、「及び安佐北警察署」を「、安佐北警察署、尾道警察署、福山西警察署及び福山東警察署」に改める。

第16条第1項中「及び安佐北警察署長」を「、安佐北警察署長、尾道警察署長、福山西警察署長及び福山東警察署長」に改める。

第16条の2第1項中「第32条の2第2項、」を削る。

第19条の2第1項中「及び安佐北警察署長」を「、安佐北警察署長、尾道警察署長、福山西警察署長及び福山東警察署長」に改める。

第21条の4第1号中「広島県運転免許センター」を「運転免許センター及び東部運転免許センター」に改める。

第21条の13中「及び安佐北警察署長」を「、安佐北警察署長、尾道警察署長、福山西警察署長及び福山東警察署長」に改める。

別記様式第15号の（1枚目）中

記載事項変更	
月	日
警察署	
運転免許センター・福山試験場	
金・青・緑	

を

記載事項変更	
月	日
警察署	
広島・東部 運転免許センター	
金・青・緑	

に、

受けるよう 許す種 類 (数字を ○で囲む。)	大 仮	大 本	中 仮	中 本	普 仮	普 本	大 特	自 二			け ん 引	大 型 二 種	中 型 二 種	普 通 二 種	大 特 二 種	け ん 引 二 種
	免	免	免	免	免	免		大 自 二	普 自 二	普 限 自 二 定						
	11	11	18	18	12	12	13	21	22	23	17	31	38	32	33	34

を

受けるよう 許す種 類 (数字を ○で囲む。)	大 仮	大 本	中 仮	中 本	普 仮	普 本	大 特	自 二			け ん 引	大 型 二 種	中 型 二 種	普 通 二 種	大 特 二 種	け ん 引 二 種
	免	免	免	免	免	免		大 自 二	普 自 二	普 限 自 二 定						
	01	11	08	18	02	12	13	21	22	23	17	31	38	32	33	34

に、

免許の種類 (○で囲む。)	大型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二種	普通二種	大特二種	けん引二種
------------------	----	----	----	-----	-----	----	----	-----	------	------	------	-------

を

免許の種類 (○で囲む。)	大型	中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二種	中型二種	普通二種	大特二種	けん引二種
------------------	----	----	----	----	-----	-----	----	----	-----	------	------	------	------	-------

に改

め、同様式の（2枚目）中

受けるようとの す免許の類 種 (数字を○で囲む。)	大	型	中	型	普	通	大 特	自 二			け ん 引	大 型 二 種	中 型 二 種	普 通 二 種	大 特 二 種	け ん 引 二 種
	仮	本	仮	本	仮	本		大	普	普						
	二	自	二	自	二	自		二	自	二						
	免	免	免	免	免	免	13	21	22	23	17	31	38	32	33	34

を

受けるようとの す免許の類 種 (数字を○で囲む。)	大	型	中	型	普	通	大 特	自 二			け ん 引	大 型 二 種	中 型 二 種	普 通 二 種	大 特 二 種	け ん 引 二 種
	仮	本	仮	本	仮	本		大	普	普						
	二	自	二	自	二	自		二	自	二						
	01	11	08	18	02	12	13	21	22	23	17	31	38	32	33	34

に改

める。

別記様式第19号の4中「広島県運転免許センター」を削る。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年11月1日から施行する。